１．協議事項

（１）千葉ニュータウン北環状線の４車線化に伴う循環バス運行経路の一部変更について

白井市役所の北側に面する、県道千葉ニュータウン北環状線の４車線化等に伴い循環バス「ナッシー号」の運行経路に一部変更が生じます。

これに伴い、現状における運行認可に変更が生じることから、新たな運行経路について道路運送法に基づく届出が必要となります。届出の内容につきましては、停車場及び運行時間等には変更がないことから新たな運行経路の届出と一部運行経路の廃止の届出となります。詳細については、以下のとおりとなります。

１）協議内容

循環バスのルートに変更等が生じた場合には、地域公共交通会議で合意を得た上で、運輸局への申請が必要となることから、今回の工事に伴うルート変更により、新たに循環バスが運行することとなる以下の①～③の区間、及び廃止となる以下の Ａ の区間について協議いたします。

〇新たに運行する区間（図１）

No.	起点	終点	道路種別	距離(km)
①	白井市復 1123 地先	白井市根 118-11 地先	県道白井停車場線	0.17
②	白井市根 116－15 地先	白井市復 1148-16 地先	県道千葉ニュータウン北環状線	0.07
③	白井市復 1148－16 地先	白井市復 1123 地先	白井市道	0.02

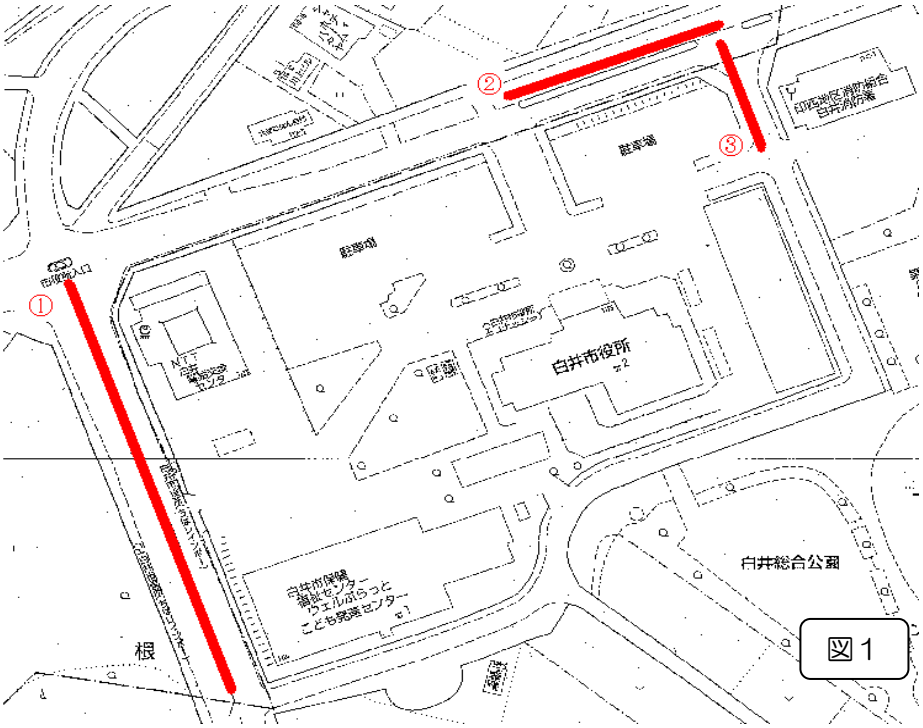

図１

○新たに運行する区間の対象となる運行系統

①について

白井市公共施設等循環バス「ナッシー号」西ルート

白井市公共施設等循環バス「ナッシー号」東ルート

白井市公共施設等循環バス「ナッシー号」北ルート

②、③について

白井市公共施設等循環バス「ナッシー号」全ルート

○廃止となる運行区間（図２）

No.	起点	終点	道路種別	距離(km)
A	白井市復 1123 地先	白井市復 1147－1 地先	白井市道	0.30

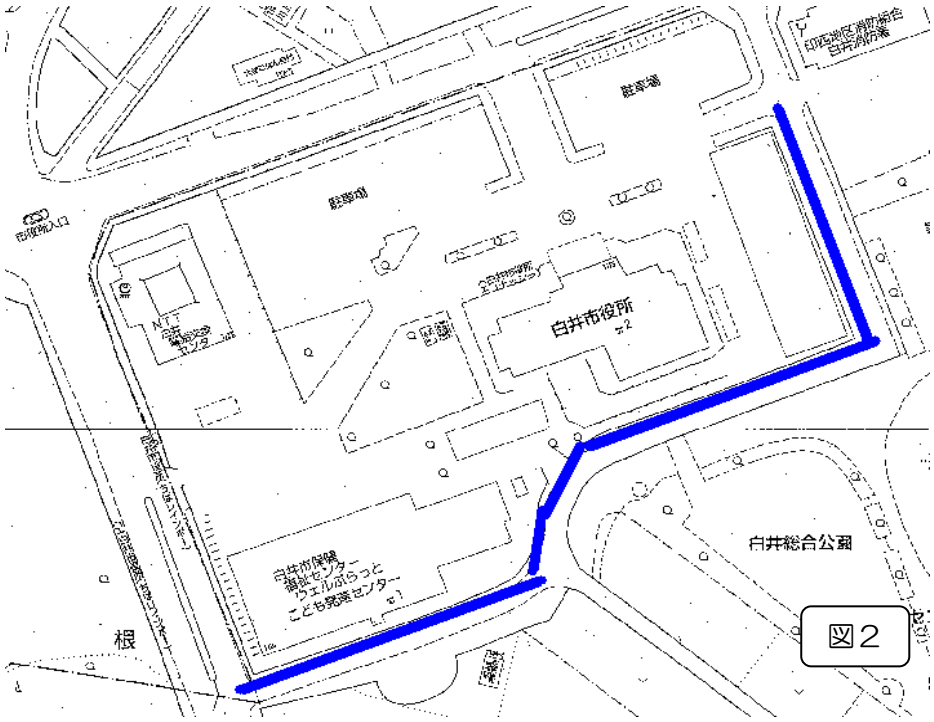

○廃止となる区間の対象となる運行系統

白井市公共施設等循環バス「ナッシー号」西ルート

白井市公共施設等循環バス「ナッシー号」東ルート

白井市公共施設等循環バス「ナッシー号」北ルート

○通行開始予定

平成２４年６月

※工事の進捗状況により変更の可能性があります

２）運行経路について

現在の運行経路と変更後の運行経路については下図のとおりとなります。

○現在の運行経路（図３）

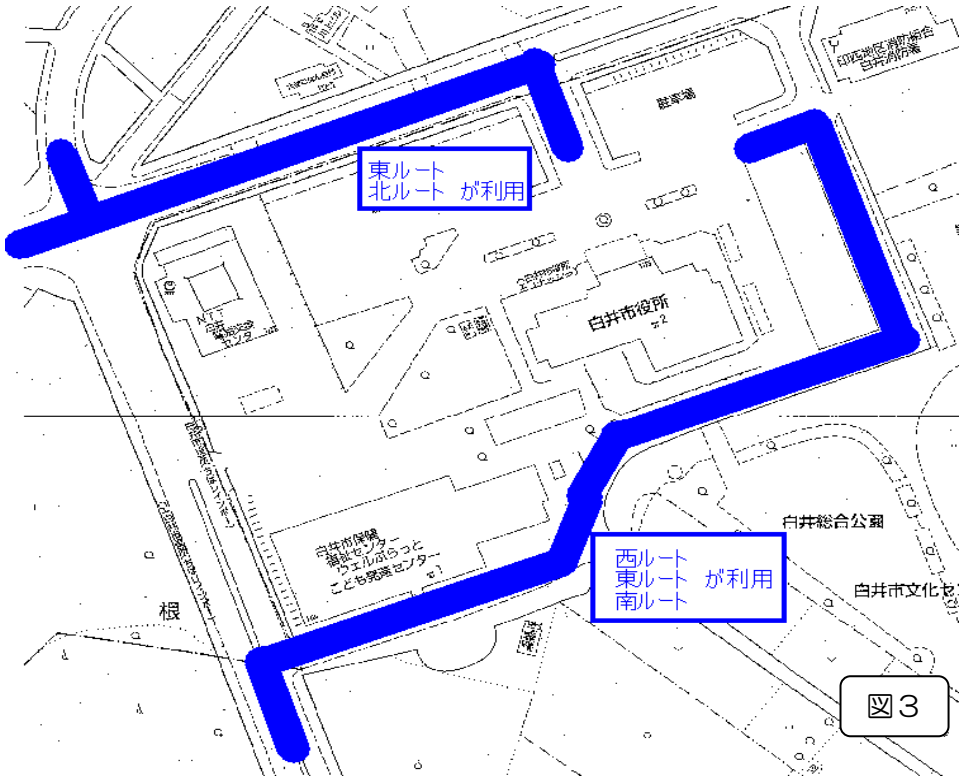

○工事後の新たな運行経路案（図４）

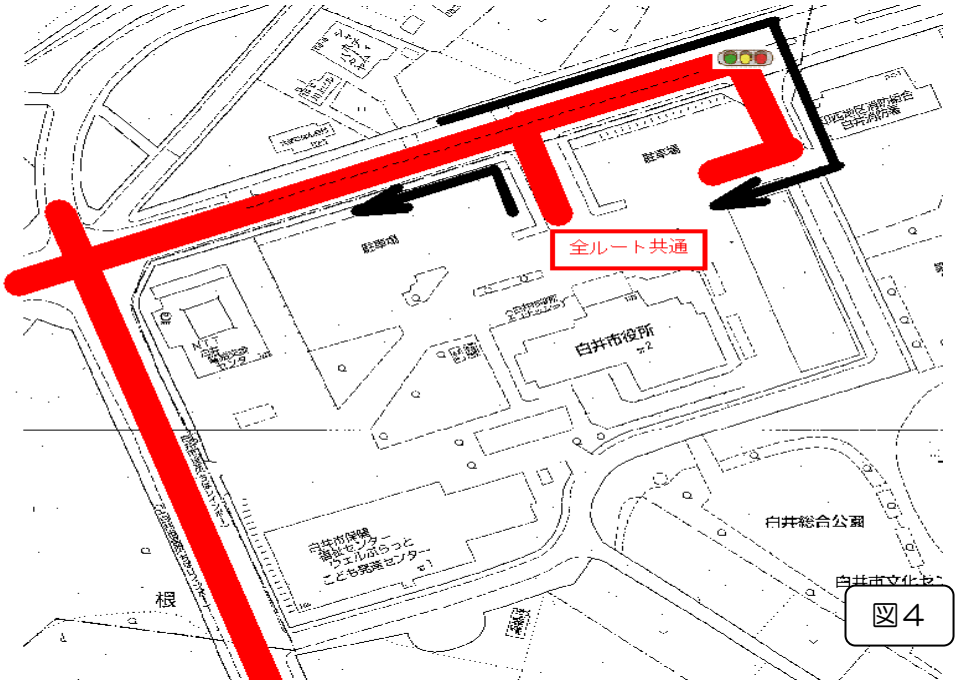

○変更点

運行経路の変更点については、以下のとおりとなります。

・県道千葉ニュータウン北環状線に中央分離帯が設置されることから市役所正面出入口から右折での進入ができなくなります。このため、市役所正面出入口を使用するのは出発時のみとし、到着時においては、消防署側の出入口を使用することとします。（全ルート共通）

・現運行経路では、市役所と文化センターの間の市道を運行していますが、カーブが続く道路で対向車とすれ違う際に接触しそうなこともあり、また、乗務員からの報告で、市役所を出発した際に、すぐにカーブが続くことから乗客が落ち着く前に車内が揺れてしまい危険であるということを考慮し廃止することとします。

３）千葉ニュータウン北環状線の４車線化等工事の概要について（図５）

循環バス運行経路に影響のある工事については、以下のとおりです。

・白井市役所前４車線化工事

千葉ニュータウン北環状線の４車線化により中央分離帯が設置されます。

・白井市役所前交差点工事

市役所と消防署の間の道路と千葉ニュータウン北環状線の交差点に信号機が設置されます。なお、工事期間中は市役所と消防署の間の道路は通行止めとなる予定です。

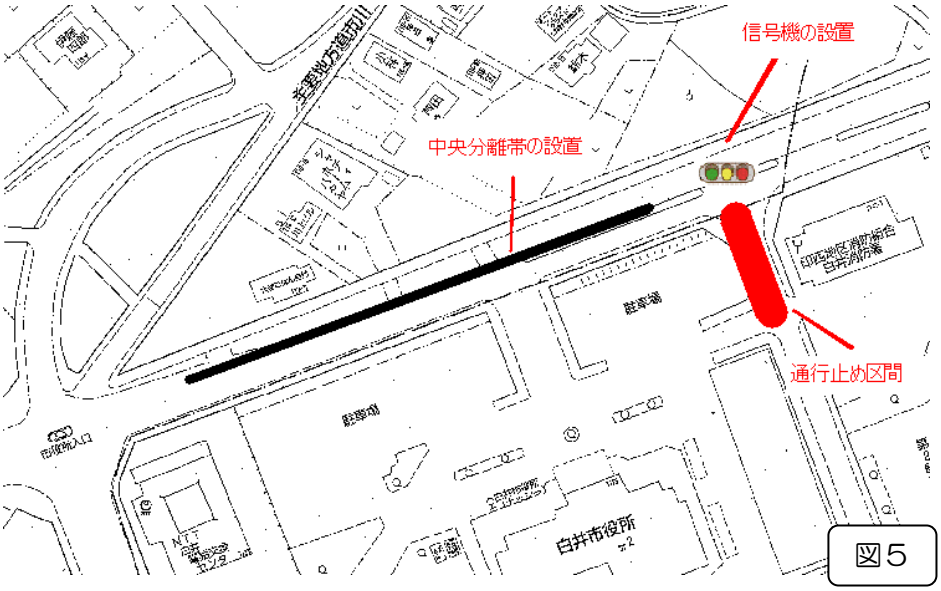

図５

４）工事全体の期間

平成２３年７月　～　平成２４年５月末頃

５）同意書

今回の変更に関する意見等については、別紙１「同意書」に記入の上、平成２４年４月２０日（金）までに提出をお願いします。

６）運輸局へ申請する書類

運輸局へ申請する際の書類については、別紙２「地域公共交通会議において協議が調っていることの証明書（案）」（以下、「証明書」という）をもって申請するものとする。

なお、証明書中、合意のあった日付については、同意書提出期限の平成２４年４月２０日とさせていただきますこと了承願います。